

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

本県では、平成13(2001)年の「おかやまウイズプラン21」から平成28(2016)年の「第4次おかやまウイズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

この間、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は改善の方向に向かっていますが、家庭での役割については、「家事・育児等」は妻、「生活費を稼ぐ」のは夫の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感も根強く存在しています。また、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に進んでおらず、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数も依然として多い状態にあるなど、男女共同参画社会の実現には、未だ多くの課題が残されています。

さらに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革関連法」という。)の成立や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)の改正、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢も変化しています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第5次おかやまウイズプラン」を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」第10条に基づく県の基本計画であり、男女共同参画を推進するための基本方針や具体的な施策を示しています。

また、本計画の基本目標Ⅲ「男女が共に活躍する社会づくり」の部分を、「女性活躍推進法」第6条第1項の規定に基づく「岡山県女性活躍推進計画」として位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和7(2025)年度を最終年度とする5年間とします。